

令和7年 第23回 福岡市選挙管理委員会

12月5日（金） 午前10時30分

議題

1 議案

議案第13号 直接請求に必要な選挙人の数について

2 報告事項

- ① 選挙人名簿登録者数について
- ② 在外選挙人名簿登録者数について
- ③ 福岡市選挙管理委員及び補充員の改選について
- ④ 令和7年度福岡市明るい選挙啓発ポスターコンクール入選作品展等について

3 その他

今後の委員会開催予定日時

- ・令和7年12月22日（月） 午後5時30分
- ・令和8年1月9日（金） 午前10時30分
- ・令和8年1月20日（火） 午後1時30分

直接請求に必要な選挙人の数について

地方自治法の規定による直接請求、市町村の合併の特例に関する法律の規定による合併協議会設置の請求及び合併協議会設置のための選挙人の投票の実施の請求並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定による教育長又は委員の解職請求に必要な選挙人の数を、令和7年12月1日現在の選挙人名簿に基づき次のように定め、告示するもの。

令和7年12月5日

福岡市選挙管理委員会
委員長 稲員大三郎

1 地方自治法第74条及び第75条並びに市町村の合併の特例に関する法律第4条及び第5条に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数

26,530人

2 市町村の合併の特例に関する法律第4条及び第5条に規定する選挙権を有する者の総数の6分の1の数

221,078人

3 地方自治法第76条、第81条及び第86条（区選挙管理委員に係る請求を除く。）並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第8条に規定する選挙権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数

265,808人

4 地方自治法第80条及び第86条（区選挙管理委員に係る請求に限る。）に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数

東 区	88,889人
博多区	69,102人
中央区	56,986人
南 区	73,609人
城南区	35,456人
早良区	60,884人
西 区	57,230人

（理由）

地方自治法第74条第5項、第75条第6項、第76条第4項、第80条第4項、第81条第2項及び第86条第4項、市町村の合併の特例に関する法律第5条第30項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第8条第2項の規定による。

(参考)

1 直接請求の内容について

(1) 地方自治法第74条

条例の制定又は改廃の請求 (1/50)

(2) 地方自治法第75条

監査請求 (1/50)

(3) 地方自治法第76条

議会の解散請求 (80万を超える数×1/8+40万×1/6+40万×1/3)

(4) 地方自治法第80条

議員の解職請求 (1/3)

(5) 地方自治法第81条

長の解職請求 (80万を超える数×1/8+40万×1/6+40万×1/3)

(6) 地方自治法第86条

① 副市長、市選挙管理委員、監査委員の解職請求

(80万を超える数×1/8+40万×1/6+40万×1/3)

② 区選挙管理委員の解職請求 (1/3)

(7) 市町村の合併の特例に関する法律第4条及び第5条

① 合併協議会の設置の請求 (1/50)

② 合併協議会設置のための投票の実施の請求 (1/6)

(8) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第8条

教育長、教育委員の解職請求 (80万を超える数×1/8+40万×1/6+40万×1/3)

2 計算式

1について

全 市 $1,326,464 \times 1/50 = 26,529.28 \rightarrow 26,530$

2について

全 市 $1,326,464 \times 1/6 = 221,077.33 \rightarrow 221,078$

3について

全 市 $(1,326,464 - 800,000) \times 1/8 + 400,000 \times 1/6 + 400,000 \times 1/3 = 265,808.00 \rightarrow 265,808$

4について

東 区 $266,667 \times 1/3 = 88,889$

博多区 $207,305 \times 1/3 = 69,101.66 \rightarrow 69,102$

中央区 $170,957 \times 1/3 = 56,985.66 \rightarrow 56,986$

南 区 $220,825 \times 1/3 = 73,608.33 \rightarrow 73,609$

城南区 $106,368 \times 1/3 = 35,456$

早良区 $182,652 \times 1/3 = 60,884$

西 区 $171,690 \times 1/3 = 57,230$

※ 端数は切り上げる。

報告事項 1

令和7年12月1日現在 選挙人名簿登録者数について（定時）

分 区	9月1日現在 選挙人名 簿登録者 数 (a)	令和7年9月2日以降の抹消者数				令和7年12月1日現在 選挙人名簿登録者数 (g)=(a)-(b)+(c)-(d)+(e)+(f)				前回登録 に對する 増減数 (g)-(a)	
		12月1日区委員会議決分		抹消者 の合計 (b)		9月2日 以降補正 登録者数 新規登 録者数 (f)		令和7年12月1日現在 選挙人名簿登録者数 (g)			
		死亡者	市外転出 後4箇月 経過者	在外登録 移転者	(c)	(d)	(e)	男 (f)	女 (g)		
東 区	266,031	1,086	864	887	123	764	0	2,837	922	857	
博多区	207,026	1,098	1,116	1,093	89	1,004	0	3,307	1,300	1,428	
中央区	171,203	821	678	710	52	658	0	2,209	1,107	1,524	
南 区	220,429	865	706	607	92	514	1	2,178	1,111	919	
城南区	106,201	371	301	268	56	212	0	940	660	655	
早良区	182,255	671	490	407	97	309	1	1,568	1,076	868	
西 区	171,387	661	525	381	91	290	0	1,567	770	695	
市合計	1,324,532	5,573	4,680	4,353	600	3,751	2	14,606	6,946	6,946	
									709,564	709,564	
									1,326,464	1,326,464	
									1,932	1,932	

報告事項 2

在外選挙人名簿登録者数について

11月21日～12月5日区委員会議決分

区分	前回登録者数	前回以降の新規登録者数	前回以降の登録移転者数	前回以降の抹消者数	今回登録者数
東 区	136	0	0	0	136
博 多 区	105	0	0	0	105
中 央 区	156	0	0	0	156
南 区	165	0	1	0	166
城 南 区	80	0	0	0	80
早 良 区	128	1	1	0	130
西 区	95	0	0	0	95
福岡市計	865	1	2	0	868

報告事項3

福岡市選挙管理委員及び補充員の改選について

令和8年3月29日任期（4年）満了に伴う、福岡市選挙管理委員及び補充員の選挙（改選）については、次のとおりで実施される予定である。

1 議会への選挙依頼（通知）

11月 福岡市選挙管理委員会委員長より、任期満了に伴う選挙が必要である旨の通知を市議会議長及び市長に提出（地方自治法第182条第8項）

※ 選挙が実施される議会の1つ前の議会（今回は12月議会）の開催前に通知することを慣例としている。

2 選挙（改選）の実施

令和8年第1回市議会定例会 任期満了を迎える市選挙管理委員会の委員及び同数の補充員の選挙が市議会において実施（地方自治法第182条第1項及び第2項）

※1 市選挙管理委員会の補充員について、補充の順位は選挙で定めている。

区選挙管理委員会の補充員については、委員と同一会派から推薦された補充員が指名推選（選挙）され、委員の欠員が生じた場合の補欠は、同一会派から推薦された補充員をもって充てるよう議会で申し合わせがなされている。

※2 委員、補充員とも、それぞれの中の2人以上が同一の政党その他の政治団体に属する者であってはならない。（地方自治法第182条第5項）

(関係条文)

○地方自治法

第182条 選挙管理委員は、選挙権を有する者で、人格が高潔で、政治及び選挙に
関し公正な識見を有するもののうちから、普通地方公共団体の議会においてこれ
を選挙する。

- 2 議会は、前項の規定による選挙を行う場合においては、同時に、同項に規定する者のうちから委員と同数の補充員を選挙しなければならない。補充員がすべてなくなつたときも、また、同様とする。
- 3 委員中に欠員があるときは、選挙管理委員会の委員長は、補充員の中からこれを補欠する。その順序は、選挙の時が異なるときは選挙の前後により、選挙の時が同時であるときは得票数により、得票数が同じであるときはくじにより、これを定める。
- 4 法律の定めるところにより行なわれる選挙、投票又は国民審査に関する罪を犯し刑に処せられた者は、委員又は補充員となることができない。
- 5 委員又は補充員は、それぞれその中の二人が同時に同一の政党その他の政治団体に属する者となることとなつてはならない。
- 6 第1項又は第2項の規定による選挙において、同一の政党その他の政治団体に属する者が前項の制限を超えて選挙された場合及び第3項の規定により委員の補欠を行えば同一の政党その他の政治団体に属する委員の数が前項の制限を超える場合等に關し必要な事項は、政令でこれを定める。
- 7 委員は、地方公共団体の議会の議員及び長と兼ねることができない。
- 8 委員又は補充員の選挙を行うべき事由が生じたときは、選挙管理委員会の委員長は、直ちにその旨を当該普通地方公共団体の議会及び長に通知しなければならない。

令和7年度福岡市明るい選挙啓発ポスターコンクール入選者名簿

賞	学年	学校名	氏名	県コンクール結果	中央審査結果
委福 員岡 会市 委選 員挙 長管 賞理	小3	福岡雙葉小学校	松木 紅芭	委員長賞	
	小6	塩原小学校	濱 実莉		
	中1	筑紫文学園中学校	松田 結香子		
	中2	板付中学校	兵頭 凜南		
	中3	姪浜中学校	青木 涼		
	中3	内浜中学校	永留 銀士		
	中3	内浜中学校	伊藤 芽以		
	高1	沖学園高等学校	松崎 恋	佳作	
	高3	九州産業大学付属九州高等学校	金子 有佐		
	高3	九州産業大学付属九州高等学校	吉田 千晴	佳作	(公財)明るい選挙推進協会会長・ 都道府県選挙管理委員会連合会会長賞
推福 進岡 協市 議明 会る 会い 長選 賞挙	小1	柏原小学校	清水 かおる		
	小5	福岡雙葉小学校	岩田 杏音		
	小6	高宮小学校	高山 華子		
	中1	板付中学校	江藤 華音		
	中2	板付中学校	上野 董	委員長賞	
	中2	板付中学校	南 碧海		
	中3	内浜中学校	山縣 侑真		
	中3	内浜中学校	丸本 桃子		
	高3	九州産業大学付属九州高等学校	西嶋 紗栄	委員長賞	
	高3	九州産業大学付属九州高等学校	三浦 結愛		
佳 作	小4	福岡海星女子学院附属小学校	松本 開		
	小6	草ヶ江小学校	萩原 愛理		
	小6	福岡海星女子学院附属小学校	岩永 悠生		
	中1	筑紫文学園中学校	矢田 一夏		
	中1	筑紫文学園中学校	白石 千寿	佳作	
	中1	筑紫文学園中学校	崎村 俐子		
	中1	筑紫文学園中学校	岡 杏奈		
	中2	城香中学校	水戸 柚希		
	中2	板付中学校	古川 桃子		
	中2	板付中学校	棚町 琉衣		
	中2	筑紫文学園中学校	川吉 菜々緒	委員長賞	
	中2	筑紫文学園中学校	馮 思茗		
	中3	照葉中学校	林 曜葵		
	中3	板付中学校	眞邊 心陽		
	中3	板付中学校	小田 瑞		
	中3	板付中学校	浅田 羽菜	佳作	
	中3	原北中学校	矢野 依千果		
	中3	姪浜中学校	原田 麻衣		
	中3	姪浜中学校	店田 百花		
	中3	内浜中学校	前田 ゆめ		
	中3	内浜中学校	姫野 恵花		
	中3	内浜中学校	森本 こころ		
	中3	内浜中学校	久世 晴香		
	中3	内浜中学校	清松 歩		
	中3	内浜中学校	早野 遥翔		
	中3	内浜中学校	渕 陽央里		
	中3	内浜中学校	東川 芽奈		
	中3	内浜中学校	奥村 郁美		
	中3	内浜中学校	今村 瑞稀		
	中3	内浜中学校	坂本 蒼太		
	中3	内浜中学校	猪俣 錬太郎		
	中3	内浜中学校	口石 瑠香奈		
	中3	内浜中学校	木原 寧々		
	中3	内浜中学校	北川 真桜		
	中3	内浜中学校	原田 心菜		
	中3	内浜中学校	青木 和芳	佳作	
	高1	沖学園高等学校	石井 梨鈴		
	高3	九州産業大学付属九州高等学校	城谷 美玖		
	高3	九州産業大学付属九州高等学校	小倉 望		
	高3	九州産業大学付属九州高等学校	吉田 桃歌		